

○熊本県警察高速道路交通警察隊運営要綱の制定について(通達)

平成元年 10 月 19 日

熊高速第 155 号警察本部長

高速道路交通警察隊の運営については、交通機動隊運営要綱(昭和 58 年 7 月 25 日付け熊交機第 1107 号、例規)により実施してきたところであるが、高速自動車国道九州縦貫自動車道の八代・人吉間が、平成元年 12 月、新たに供用開始されることに伴い、交通機動隊の附置機関から所属として発足したため、別添のとおり「高速道路交通警察隊運営要綱」を制定し、平成元年 10 月 19 日から実施することとしたので運用に誤りのないようにされたい。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日熊警第 304 号)

この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別添

熊本県高速道路交通警察隊運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、高速道路における交通警察の運営に関する規則（昭和46年国家公安委員会規則第3号）及び高速道路における交通警察の運営に関する細則（昭和46年警察庁訓令第13号）によるほか、熊本県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 編成

高速隊の編成は、別表第1のとおりとし、本隊を八代市に置き、分駐隊を熊本市北区植木町及び人吉市に置く。

第3 活動区域

高速隊の活動区域は、熊本県公安委員会の定めるところによる管轄区域内の高速道路（高速道路における交通警察の運営に関する規則第1条に規定する高速道路をいう。以下同じ。）とする。

第4 任務

- 1 高速隊の任務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 高速道路における交通事故防止対策に関すること。
 - (2) 高速道路における交通の指導及び取締りに関すること。
 - (3) 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
 - (4) 高速道路における交通規制に関すること。
 - (5) その他、高速道路における交通警察に関すること。
- 2 前記1に掲げるもののほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動、その他必要な警察事務及び特命事務に関するものとする。

第5 勤務制

高速隊の隊員の勤務制並びに週休日及び勤務時間の割振りについては、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号）の定めるところによる。

第6 勤務の種別

- 1 高速隊の勤務の種別は、通常勤務と特別勤務とする。
- 2 通常勤務は、機動警ら、検問、在所、車両点検、通信管制、捜査処理等とする。
- 3 特別勤務は、警衛、警護、災害警備及び緊急配備その他特命事務とする。

第7 活動計画等の策定

隊長は、高速道路における警察活動を効果的に行うため、隊員の活動その他の運用上必要な事項を内容とする翌月の活動計画及び勤務計画を策定し隊員に指示するものとする。

第8 連絡協調

- 1 隊長は、高速道路における警察活動の適正を期するため、九州管区警察局高速道路管理官（以下「高速管理官」という。）、隣接県の高速道路交通警察隊長、本部各部課所隊長及び高速道路沿線の警察署長並びにその他関係機関の長と緊密な連絡協調に努めるものとする。
- 2 隊長は、必要に応じ交通機動隊と連携し交通の指導取締り等を行うものとする。
- 3 分駐隊等は、常に密接な連携を保ち、事故・事件（以下「事件等」という。）を処理するものとする。

第9 応援要請

隊長は、重大事故・事件の捜査処理、災害、交通規制その他特に必要があると認めるときは、高速管理官、関係各部課所隊長及び警察署長に対して応援を要請するものとする。

第10 事件等の処理及び引継ぎ

- 1 高速隊の事件等の処理範囲及び処理要領については、別表第2のとおりとする。
- 2 事件等の引継警察署は、次に掲げるものを除き発生地を管轄する警察署とする。
 - (1) 被疑者を検挙した場合は、原則として検挙地を管轄する警察署
 - (2) 発生地不明の被害届を受理した場合は、取り扱った隊員が勤務する分駐隊等を管轄する警察署
- 3 隊長は、事件等の処理及び引継警察署を変更する特別の事情があるときは、関係警察署長と協議するものとする。
- 4 被疑者等を引き継ぐ場合は、被疑者引渡書・事件引継書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第42条、第78条）により行うものとする。

第11 緊急配備

隊員は、緊急配備等が発令されたときは、熊本県警察の緊急配備に関する訓令（平成2年熊本県警察本部訓令甲第10号）に基づき、的確な対応によって被疑者等の発見・検挙に努めるものとする。

第12 交通規制

隊長は、交通事故、異常気象、交通渋滞等で交通規制を実施する必要があると認める場合、必要な交通規制を実施するものとする。

第13 会議

隊長は、幹部会議のほか必要に応じ隊員を招集し会議を開催するものとする。

第14 訓練、教養

隊長は、隊員の資質向上を図るため新隊員訓練、通常訓練及び特別訓練並びにその他必要な教養を行うものとする。

第15 勤務日誌等

隊員は、勤務中の活動状況を勤務日誌及び活動実態表に記載し、勤務終了後、隊長に報告しなければならない。

第16 細目の制定

この要綱に定めるもののほか、高速隊の運用に関し必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。